

第 37 期

事業報告書

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

株式会社 ケーユーホールディングス

事業報告

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、世界的な金融危機の深刻化が实体经济にも波及し、百年に1度と称される程の世界同時不況の影響を受け、輸出や投資が低迷し企業収益が大幅に悪化したほか、厳しい雇用情勢を反映して個人消費も大幅に落ち込む等、景気は年度後半以降急速に悪化いたしました。

わが国の自動車販売業界は、少子化や若者の車離れ等の構造的な要因に加え、景気の悪化に伴う消費マインドの冷え込みにより、国産の新車につきましては、昨年11月以降連続して前年度比2桁の減少となる販売状況が続ки、年間の総販売台数は500万台を割り込む470万台（前年度比11.6%減少）と31年ぶりの低水準となりました。また、外国メーカー車の新車販売台数も、前年度比22.2%減少の17万台となりました。中古車販売につきましては、登録台数が3年連続で前年度を下回る426万台（前年度比4.6%減少）となる等、新車中古車共に非常に厳しいマーケット環境が続いております。

このような状況下、当社グループの経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高は、前期に比べ7,190百万円減少の41,758百万円（同14.7%減少）となりました。カテゴリー別では、国産車は、前期に比べ1,806百万円減少の14,709百万円（同10.9%減少）となりました。また、輸入車は、前期に比べ4,639百万円減少の19,095百万円（同19.5%減少）となりました。

アフターセールス部門におきましても前期に比べ416百万円減少の4,884百万円（同7.9%減少）となりました。また、手数料収入は、販売台数の減少に伴い、前期に比べ134百万円減少の2,589百万円（同5.0%減少）となりました。

売上原価は、仕入調達力の強化を図り、前期に比べ6,159百万円減少の33,738百万円（同15.4%減少）となりました。その結果売上原価率は80.8%と前期に比べ0.7%改善いたしました。

販売費及び一般管理費は、広告宣伝費、人件費等経費削減を進め、前期に比べ484百万円減少の6,656百万円（同6.8%減少）となりましたが、経費率は15.9%と前期に比べ1.3%増加いたしました。

営業利益は、前期に比べ546百万円減少の1,363百万円（同28.6%減少）となり、営業利益率は、前期に比べ0.6%減少の3.3%となりました。

営業外損益は、純収益が前期に比べ37百万円増加の137百万円となり、経常利益は、前期に比べ508百万円減少の1,500百万円（同25.3%減少）となりました。

特別損益は、株式会社ケーユー本店リニューアルに伴う固定資産除却損および有価証券評価損等の計上により純損失が460百万円となり、税金等調整前当期純利益は、前期に比べ375百万円減少の1,040百万円（同26.5%減少）となりました。

その結果、当期純利益は、前期に比べ305百万円減少の481百万円（同38.9%減少）となりました。

(2) 販売の状況

(単位：百万円)

期 別 商品別		第36期 (平成20年3月期)			第37期 (平成21年3月期)			売上高 増減率
		台数	売上高	構成比	台数	売上高	構成比	
四輪車	新 車	4,346台	16,939	34.6%	3,635台	13,116	31.4%	△22.6%
	中古車	20,569台	23,311	47.6%	18,941台	20,689	49.6%	△11.2%
	小 計	24,915台	40,251	82.2%	22,576台	33,805	81.0%	△16.0%
二輪車	新 車	557台	441	0.9%	205台	305	0.7%	△31.0%
	中古車	721台	230	0.5%	302台	173	0.4%	△24.7%
	小 計	1,278台	672	1.4%	507台	478	1.1%	△28.8%
修理売上高		—	5,300	10.8%	—	4,884	11.7%	△7.9%
手数料収入		—	2,724	5.6%	—	2,589	6.2%	△5.0%
合 計		—	48,948	100.0%	—	41,758	100.0%	△14.7%

(3) 対処すべき課題

政府の景気刺激策にもかかわらず、個人消費をはじめ市況が好転する兆しはうかがわれません。市場が大きく縮小するなか、国内の自動車販売業界は、かつてない厳しい状況に直面しており、短期間での回復が期待できる状況にはありません。

この様な状況下、当社グループといたしましては、組織のスリム化と業務の効率化により生産性の向上を図るとともに、経費のコントロールを一層強め、総需要が減少する経営環境においても十分な利益を確保できる企業体質の構築に努めてまいります。

同時に、出店エリアを拡大し早期の収益化が見込める新規の出店に加え、既存店舗につきましては、現在リニューアル工事中の株式会社ケーユー本店を始めとして集客力や販売力を高めるための施策を講じてまいります。

また、既存のブランドの強化は勿論、新たなブランドの取り込みや将来を見据えた新規分野への進出により、業績の拡大のみならず事業ポートフォリオの増強を図るほか、純粋持株会社の特徴と当社の財務面での強みを活かしたM&Aの積極的な展開等を通じ、グループの成長を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,960百万円であり、主なものは次のとおりであります。

株式会社ケーユー本店	1,442百万円
------------	----------

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

年度 区分	第34期 (平成18年3月期)	第35期 (平成19年3月期)	第36期 (平成20年3月期)	第37期(当期) (平成21年3月期)
四輪車売上台数	25,127台	24,831台	24,915台	22,576台
二輪車売上台数	1,472台	1,434台	1,278台	507台
売上高	47,754	48,257	48,948	41,758
売上総利益	9,044	8,967	9,050	8,020
営業利益	2,360	2,202	1,909	1,363
経常利益	2,437	2,322	2,009	1,500
当期純利益	1,495	1,418	787	481
1株当たり当期純利益	138円94銭	78円51銭	43円42銭	26円86銭
総資産	28,904	28,115	28,655	28,455
純資産	19,744	20,688	20,970	20,896
1株当たり純資産	2,224円91銭	1,140円46銭	1,153円85銭	1,214円76銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
有限会社ヤマサン	32百万円	34.6%	不動産賃貸・管理

有限会社ヤマサンは、当社代表取締役およびその近親者が100%出資する個人の資産管理会社で、当社グループとは事業活動において関連性はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ケーユー	50百万円	100.0%	国産新車中古車、輸入新車中古車の販売・修理業
株式会社ファイブスター東名横浜	30百万円	100.0%	クイック・ジープ・ダッジ車、GM車の販売・修理業
株式会社シュテルン世田谷	355百万円	100.0%	メルセデス・ベンツ車の販売・修理業
株式会社モトーレン東名横浜	50百万円	100.0%	BMW車及びMINI車の販売・修理業

(注) 1. 上記重要な子会社を含めて連結子会社は5社であります。

(注) 2. 株式会社ファイブスター東名横浜は、平成21年4月1日付けで東名横浜クライスラー株式会社より商号変更いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県および栃木県を主要営業地域として、四輪自動車および二輪自動車の販売、修理を主たる事業とし、それらに付帯する事業を展開しております。

(8) 主要な事業所

① 株式会社ケーユー

名	称	所在地
本町	田店	東京都町田市
八王	子店	東京都町田市
東大	和店	東京都八王子市
		東京都東大和市
相模原	西店	神奈川県相模原市
横須賀	店	神奈川県横須賀市
秦野	店	神奈川県秦野市
戸塚	店	横浜市戸塚区
ハーレーダビッドソン	相模原	神奈川県相模原市
千葉	店	千葉市中央区
ヨーロッパカーズ・ケーユー	千葉店	千葉市中央区
千葉ニュータウン	店	千葉県印西市
久喜	白岡店	埼玉県白岡町
三郷	インター店	埼玉県三郷市
宇都宮	インターパーク店	栃木県宇都宮市
南大谷	PDIセンター	東京都町田市
買取専門	鶴野森店	神奈川県相模原市
買取専門	平塚店	神奈川県平塚市

② 株式会社ファイブスター東名横浜

名	称	所在地
クライスラー・ジープ・ダッジ	東名横浜	東京都町田市
クライスラー・ジープ・ダッジ	相模原	神奈川県相模原市
G M シボレー	東名横浜	東京都町田市

③ 株式会社シュテルン世田谷

名 称	所 在 地
メルセデス・ベンツ東名横浜	東京都町田市
メルセデス・ベンツ多摩	東京都多摩市
メルセデス・ベンツ世田谷南	東京都世田谷区
メルセデス・ベンツ世田谷南	東京都世田谷区
サーティファイドカー・センター	東京都世田谷区
メルセデス・ベンツあざみ野	横浜市青葉区

④ 株式会社モトーレン東名横浜

名 称	所 在 地
Tomei-Yokohama BMW東名横浜本店	東京都町田市
Tomei-Yokohama BMW横浜西口支店	横浜市神奈川区
Tomei-Yokohama BMW横浜磯子支店	横浜市磯子区
BMW Premium Selection 町田鶴川	東京都町田市
BMW Premium Selection 横浜六角橋	横浜市神奈川区

(9) 従業員の状況

部 門 名	従 業 員 数
営 業 部 門	238名
仕 入 部 門	21名
サ ー ビ ス 部 門	202名
管 理 部 門	84名
合 計	545名

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	87百万円

II. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 普通株式 17,154,696株
(自己株式 5,908,316株を除く)

(2) 株主数 (自己株式を除く) 2,231名

(3) 発行済株式 (自己株式を除く) の総数の10分の1以上の株式を有する株主

株 主 名	持 株 数	議 決 権 比 率
有 限 会 社 ヤ マ サ ン	5,942千株	34.6%

(4) その他株式に関する重要な事項

- ① 取得した株式
- | | |
|---------|----------|
| 普通株式 | 981,370株 |
| 取得価額の総額 | 197百万円 |
- 取締役会の決議により買い受けた株式
- | | |
|---------|----------|
| 普通株式 | 981,100株 |
| 取得価額の総額 | 197百万円 |
- ② 処分した株式
該当ありません。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

第5回新株予約権（平成20年9月1日発行）

- ・新株予約権の数 440個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 44,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成20年9月2日から平成50年9月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日または当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間内の一括して行使する方法によってのみ新株予約権を行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで、当該相続人は新株予約権を行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

・交付の状況

当社取締役	7名	385個
子会社取締役・執行役員	3名	55個

(2) 当事業年度末日における会社役員の新株予約権等の保有状況

第1回新株予約権（平成14年7月1日発行）

- ・新株予約権の数 620個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 124,000株（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり83,400円
- ・新株予約権の行使期間
平成16年7月1日から平成21年6月30日
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 権利行使の時に、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による取締役、監査役、執行役員の退任者および定年による従業員の退職者は除く。
 - ② 新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の始期が到来する前に死亡したときは、相続人は新株予約権を行使することができない。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

第2回新株予約権（平成16年7月1日発行）

- ・新株予約権の数 4,510個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 902,000株（新株予約権1個につき200株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり136,200円
- ・新株予約権の行使期間
平成16年10月1日から平成21年9月30日
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 権利行使の時ににおいても、当社または当社子会社の取締役、執行役員の地位にあることを要する。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、③に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。
 - ③ その他の条件は、平成16年6月28日定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

第3回新株予約権（平成18年8月7日発行）

- ・新株予約権の数 1,760個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 176,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額
金銭の払込みを要しない（無償）
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり107,500円
- ・新株予約権の行使期間
平成20年8月1日から平成25年7月31日
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位にあることを要する。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人が行使できるものとする。
 - ③ 行使請求日の前日終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の取引日の終値）が行使価額に1.05を乗じた金額に満たない場合は、行使できない。

- ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは、当社の承認を要するものとする。

第4回新株予約権（平成19年10月1日発行）

- ・新株予約権の数 361個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 36,100株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 1個あたり100円
- ・新株予約権の行使期間
平成19年10月2日から平成49年10月1日まで
- ・新株予約権の行使条件
 - ① 当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日、もしくは、当社子会社の取締役または執行役員の地位を喪失した日（子会社の取締役または執行役員を兼務している場合は、そのいずれの地位も喪失した日。執行役員については、その地位を喪失した日または従業員退職のいずれか遅い日とする。）のそれぞれの翌日から10日間に一括して行使する方法によってのみ行使できるものとする。
 - ② 新株予約権者が死亡により退任した場合は、その相続人は相続開始から3ヶ月間に限り行使できるものとする。ただし、取締役会が相続人の行使可能期間を延長した場合、延長後の行使可能期間の満了するまで行使できるものとする。
 - ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡により取得するには、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	個 数	保有者数
取 締 役	第1回新株予約権	260個	3名
	第2回新株予約権	4,350個	5名
	第3回新株予約権	1,040個	7名
	第4回新株予約権	310個	7名
	第5回新株予約権	385個	7名

IV. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

役 職 名	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
取締役会長兼社長 (代表取締役)	井 上 恵 博	株式会社ケーユー 代表取締役会長兼社長 株式会社シュテルン世田谷 代表取締役会長 株式会社モトーレン東名横浜 代表取締役社長 株式会社ファイブスター東名横浜 代表取締役会長
副 社 長 (代表取締役)	板 東 徹 行	株式会社シュテルン世田谷 代表取締役社長 株式会社ファイブスター東名横浜 代表取締役社長
副 社 長 (代表取締役)	井 上 久 尚	株式会社ケーユー 代表取締役副社長執行役員
専務取締役	今 関 諭 志	—
常務取締役	上 西 章 弘	—
取 締 役	堀 内 伸 泰	総合企画部長
取 締 役	稲 垣 正 義	店舗開発部長
常勤監査役	大 石 雄 三	—
監 査 役	細 野 泰 司	細野コンクリート株式会社 代表取締役社長 株式会社細野商事 代表取締役 細野運輸株式会社 代表取締役
監 査 役	松 本 洋 四 郎	—
監 査 役	細 野 保	株式会社細野商会代表取締役 細野不動産鑑定事務所代表

(注) 監査役細野泰司氏、松本洋四郎氏および細野保氏は、社外監査役であります。

(2) 事業年度中に退任した監査役

第36期定時株主総会の終結の日をもって退任した者は、以下のとおりであります。

- ①退任時の会社における役職名 常勤監査役
- ②氏 名 矢部 廸男
- ③退 任 日 平成20年6月27日
- ④退任事由 辞 任

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	7名	144百万円
監 査 役	5名	4百万円
合 計	12名	148百万円

- (注) 1. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額11百万円を含んでおります。
2. 上記のうち社外役員（監査役）に対する報酬等の総額は、3名1百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	細 野 泰 司	当期開催の取締役会のうち75%に、監査役会のうち80%に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有用な指摘を適宜行っております。
監 査 役	松 本 洋 四 郎	当期開催の取締役会のうち81%に、監査役会のうち86%に出席し、自動車販売会社の元経営者の見地から議案等につき有用な指摘を適宜行っております。
監 査 役	細 野 保	当期開催の取締役会のうち87%に、監査役会のうち93%に出席し、主に経営者の見地から議案等につき有用な指摘を適宜行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	28百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
合 計	28百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当ありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社取締役会は、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性および信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合、監査役会の同意を得て、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人等を会計監査人として選任する旨の議案を株主総会にお諮りする方針であります。

当社監査役会は、会計監査人の在任期間、会計監査人の職務の執行状況、会社法第340条第1項各号所定事由への該当性の有無その他の会計監査人の適格性および信頼性の判断の基礎となる事情ならびに他の会計監査人候補者の状況を総合考慮し、必要があると判断した場合であって、取締役会の判断と相違する場合、取締役会に対し、会計監査人の解任または不再任および新たな会計監査人の選任を株主総会の会議の目的事項とすることを請求いたします。特に、会社法第340条第1項各号所定事由に該当すると認められる場合であって、必要と判断するときには、当社監査役会は、会計監査人の解任をすることがあります。

VI. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月11日の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針について決定しております。さらに平成20年3月21日および平成20年4月17日の取締役会において改定を加え、下記のとおり決議いたしました。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範を定め、法令遵守精神の涵養と企業倫理の確立を図り、公正で透明な企業風土の構築に努めてまいります。また、コンプライアンス規程に基づき、各職制や研修などを通じ指導教育を実施し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合する体制の整備を行います。

取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するとともに、内部通報制度を設け、コンプライアンス上の問題に係る情報を全ての役職員から広く収集いたします。

内部監査室は、監査役会と連携し、法令などの遵守状況を定期的に監査を行い、その結果を取締役に報告いたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会など重要な会議の審議経過や意思決定の記録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書など、取締役の職務執行に係る情報につきましては、法令および社内規程に基づき保存することといたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社的なリスクを把握・評価し適切な対

応を行うために、リスク管理規程に基づきリスク管理体制の整備を図ります。またリスク管理の実効性確保のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、取締役をリスク管理総括責任者に任命し、リスク管理の一元化を図ります。

リスク管理総括責任者は、全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜（緊急の場合は直ちに）社長および必要に応じ取締役会に報告を行うとともに、必要な対策や予防措置を検討するものといたします。また、災害を始めとする不測の事態に対しては、緊急事態対策規程に則り迅速かつ適切な対応により損失の極小化を図る体制を整備いたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会および必要に応じ臨時取締役会を開催するほか、原則毎月1回グループ各社の執行役員を含む役付役員ならびに常勤監査役をメンバーとする経営会議を開催し、グループの経営戦略や取締役会に上程する重要案件の事前審議を行うなど、取締役の意思決定および職務執行の効率化を図ります。

業務の運営および進捗状況の管理につきましては、毎年取締役会の決議を経て策定する年度計画（予算）に基づき、各部門に明確な目標を設定し、取締役会がその進捗管理を行います。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督するとともに、全体最適の観点から必要な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。

当社の社長および取締役の多くは、グループ各社の取締役を兼務しており、グループ各社の運営を監視・監督しております。また経営会議において、グループ各社の情報交換や、グループの経営戦略についての必要な協議を行っております。

当社の常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼

務しているほか、内部監査室が定期的にグループ各社を監査するなどグループの業務の適正を確保する体制を整備いたします。

また当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための統制の強化と、財務報告に係る内部統制の評価基準に則り、公正妥当な評価を行う体制の整備を図ります。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項
監査役は、職務を補助する組織として監査役会事務局を設置しており、監査役および監査役会の職務を補助する職員を他部署との兼務で配置しております。当該職員の人事考課および人事異動に関しては、監査役会の意見を聴取することといたします。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告いたします。常勤監査役は、取締役会のほか経営会議など主要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の進捗状況について報告を受ける体制といたします。また監査役は、業務執行に係る重要な文書および稟議書などを閲覧し、必要に応じ取締役または使用人にその説明を求めることといたします。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行います。また内部監査人とも密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高めることといたします。
- ⑨ 反社会的勢力を排除するための体制
当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべく企業行動規範に則り、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨みます。また、コンプライアンス規程に

において反社会的勢力との対決を謳い、更にコンプライアンスマニュアルで具体的内容を定めることにより、グループ全ての役職員への徹底を図り、反社会的勢力を排除するための体制の整備を促進いたします。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は定款の定めにより、剰余金の配当金は取締役会の決議により定めております。

当社は、安定的かつ継続的な配当を基本とし、財務体質の強化ならびに今後の成長戦略等を総合的に勘案して、株主の皆様の期待に応じてまいります。

この方針のもと当期における期末配当金は、5円00銭とし、年間では、10円とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔流動資産〕	[11,272]	〔流動負債〕	[6,965]
現金及び預金	5,121	支払手形及び買掛金	970
売掛金	780	1年内返済予定の長期借入金	47
有価証券	110	未払金及び未払費用	1,035
商品及び製品	3,861	未払法人税等	261
仕掛品	38	賞与引当金	200
原材料及び貯蔵品	155	圧縮未決算特別勘定	3,789
前払費用	148	その他	659
繰延税金資産	193	〔固定負債〕	[593]
その他	869	繰延税金負債	1
貸倒引当金	△6	長期借入金	164
		その他	427
〔固定資産〕	[17,183]	負債合計	7,558
(有形固定資産)	(14,527)	純資産の部	
建物及び構築物	4,315	〔株主資本〕	[20,817]
機械装置及び運搬具	596	(資本金)	(6,321)
工具・器具・備品	89	(資本剰余金)	(6,439)
土地	9,103	(利益剰余金)	(12,912)
建設仮勘定	421	(自己株式)	(△ 4,855)
(無形固定資産)	(84)	〔評価・換算差額等〕	[21]
(投資その他の資産)	(2,571)	(その他有価証券評価差額金)	(21)
投資有価証券	719	〔新株予約権〕	[58]
繰延税金資産	726	純資産合計	20,896
その他	1,126	負債・純資産合計	28,455
貸倒引当金	△1		
資産合計	28,455		

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		41,758
売 上 原 価		33,738
売 上 総 利 益		8,020
販売費及び一般管理費		6,656
営 業 利 益		1,363
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21	
受 取 地 代 家 賃	72	
そ の 他	108	202
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
賃 貸 資 産 減 価 償 却 費	13	
賃 貸 資 産 賃 借 料	33	
そ の 他	11	64
経 常 利 益		1,500
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
固 定 資 産 売 却 益	1	
事 業 譲 渡 益	100	
そ の 他	0	107
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	147	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	280	
減 損 損 失	139	567
税金等調整前当期純利益		1,040
法人税、住民税及び事業税		531
法人税等調整額		27
当 期 純 利 益		481

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年3月31日 残高	6,321	6,439	12,657	△4,657	20,760
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△226	—	△226
当期純利益	—	—	481	—	481
自己株式の取得	—	—	—	△197	△197
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	254	△197	56
平成21年3月31日 残高	6,321	6,439	12,912	△4,855	20,817

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日 残高	165	165	44	20,970
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△226
当期純利益	—	—	—	481
自己株式の取得	—	—	—	△197
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△144	△144	13	△130
連結会計年度中の変動額合計	△144	△144	13	△73
平成21年3月31日 残高	21	21	58	20,896

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
株式会社ケーユー	
東名横浜クライスラー株式会社	
株式会社シュテルン世田谷	
株式会社モトーレン東名横浜	
株式会社ファーレン神奈川中央	
上記のうち、株式会社ファーレン神奈川中央については、当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めております。	
2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社5社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 移動平均法による原価法
時価のないもの	時価法
 - ② デリバティブ
 - ③ たな卸資産

商 品 イ. 新 車	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
ロ. 中古車	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
原 材 料	移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
仕 掛 品	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）
通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として個別法による原価法又は個別法による低価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。
これによる損益への影響は軽微であります。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産

（リース資産を除く）	定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
	建物及び構築物 2年～40年
	機械装置及び運搬具 2年～15年
	工具・器具・備品 2年～20年

(追加情報)

平成20年度の法人税法改正による法定耐用年数の変更に伴い、機械装置について、当連結会計年度より耐用年数の変更を行っております。これによる損益への影響は軽微であります。

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
ソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) による定額法

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. その他の重要な会計方針

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響額はありません。

表示方法の変更

(連結貸借対照表)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

連結貸借対照表関係

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 担保に供している資産
商品及び製品 205百万円
上記物件について、買掛金288百万円の担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 3,051百万円
- 圧縮未決算特別勘定の内容
圧縮未決算特別勘定 3,789百万円は、本社用地の一部が国道16号線の道路用地として収用されることが決定したため、今後取得予定の代替資産に充てるために計上しております。

連結損益計算書関係

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額
売上原価 88百万円
- 固定資産除却損の内訳
建物及び構築物 105百万円
機械装置及び運搬具 1
工具、器具及び備品 3
店舗閉鎖費用 44
撤去費用 126
計 280百万円
- 減損損失
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(百万円)
東京都町田市	事業用資産	建物及び構築物等	4
埼玉県三郷市	事業用資産	建物及び構築物等	89
神奈川県相模原市	事業用資産	建物及び構築物等	19
千葉県柏市	事業用資産	建物及び構築物等	26

事業用資産については、管理会計上の事業所単位ごとにグルーピングしております。

収益性が低下している上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（139百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物 129百万円、機械装置及び運搬具 7百万円、工具・器具・備品 3百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、取引価格を参考に評価しております。

連結株主資本等変動計算書関係

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 23,063,012株
- 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 5,908,316株
- 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	平成14年新株予約権	普通株式	124,000	—	—	124,000	—
	平成16年新株予約権	普通株式	902,000	—	—	902,000	—
	平成18年新株予約権	普通株式	—	181,000	5,000	176,000	32
	平成19年新株予約権 (注)1	普通株式	—	—	—	—	16
	平成20年新株予約権 (注)1	普通株式	—	—	—	—	9
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	1,026,000	181,000	5,000	1,202,000	58

(注) 1. 平成19年新株予約権36,100株及び平成20年新株予約権44,000株は、権利行使できる条件を充足したものではありません。

5. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月22日 取締役会	普通株式	136	7円50銭	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月11日 取締役会	普通株式	90	5円00銭	平成20年9月30日	平成20年12月10日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 5月21日 取締役会	普通株式	85	利益剰余金	5円00銭	平成21年3月31日	平成21年6月25日

リースにより使用する固定資産

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額(百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物	1,581	1,244	336
工具・器具 ・備品	11	11	0
無形固定資産 (ソフトウェア)	30	15	14
合計	1,622	1,271	351

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 2. 未経過リース料期末残高相当額 | |
| 1年内 | 131百万円 |
| 1年超 | 219百万円 |
| 合計 | <u>351百万円</u> |
- (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
- | | |
|---------------------|--------|
| 3. 支払リース料及び減価償却費相当額 | |
| 支払リース料 | 131百万円 |
| 減価償却費相当額 | 131百万円 |
4. 減価償却費相当額の算定方法
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 (減損損失について)
 リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要
 当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。
 なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成20年3月31日現在)
- | | |
|----------------|------------------|
| 年金資産の額 | 30,571百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 32,913百万円 |
| 差引額 | <u>△2,341百万円</u> |
- (2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合
 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
- 9.3%
- (3) 補足説明
 差引額の要因内容
- | | |
|----------------------|------------------|
| 別途積立金 | 10,721百万円 |
| 当年度不足金 | △8,125百万円 |
| 特別掛金収入現価 (未償却過去勤務債務) | △4,937百万円 |
| 差引額 | <u>△2,341百万円</u> |
2. 退職給付債務に関する事項
 該当事項はありません。
3. 退職給付費用に関する事項
- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 厚生年金基金掛金 | 117百万円 |
| (2) 確定拠出年金掛金 | 89百万円 |
| (3) 退職給付費用 | <u>206百万円</u> |

税効果会計

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

(1) 繰延税金資産（流動）

未払事業税	25百万円
賞与引当金	82
在庫未実現利益	0
その他	84
繰延税金資産（流動）合計	193百万円
繰延税金負債との相殺額	△0
繰延税金資産（流動）純額	193百万円

(2) 繰延税金資産（固定）

投資有価証券評価損	217百万円
長期未払金（役員退職慰労金）	143
のれん償却費	33
減価償却超過額	113
固定資産除却損	246
その他	251
繰延税金資産（固定）小計	1,005百万円
評価性引当額	△262
繰延税金資産（固定）合計	743百万円
繰延税金負債との相殺額	△16
繰延税金資産（固定）純額	726百万円

(3) 繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	△14百万円
その他	△2
繰延税金負債（固定）合計	△17百万円
繰延税金資産との相殺額	16
繰延税金負債（固定）純額	△1百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
評価性引当額	20.3
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.3
税額等見積差額	△3.4
法人税等還付額	△3.3
源泉所得税等	2.3
繰越欠損金	△2.4
その他	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.7

関連当事者情報

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

該当事項はありません。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,214円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 26円86銭 |

重要な後発事象

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

1. 取得する株式の種類
当社普通株式
2. 取得する株式の総数
1,000,000株(上限)
3. 取得する期間
平成21年5月15日から平成21年9月18日
4. 取得価額の総額
300百万円(上限)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

株式会社 ケーユーホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 磯 貝 和 敏 ⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士 山 口 直 志 ⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士 内 野 福 道 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケーユーホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーユーホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月21日

株式会社 ケーユーホールディングス監査役会

常勤監査役 大石 雄三 ⑩

監査役 細野 泰司 ⑩

監査役 松本 洋四郎 ⑩

監査役 細野 保 ⑩

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流動資産]	[4,140]	[流動負債]	[4,629]
現金及び預金	1,078	1年内返済予定の長期借入金	5
有価証券	110	未払金	807
未収収益	257	未払費用	233
繰延税金資産	40	未払法人税等	22
関係会社短期貸付金	2,270	賞与引当金	5
未収法人税等	158	圧縮未決算特別勘定	3,496
その他	225	その他	58
[固定資産]	[17,851]	[固定負債]	[510]
(有形固定資産)	(11,637)	長期借入金	119
建物	2,925	長期未払金	352
構築物	221	その他	38
機械装置	1	負債合計	5,139
工具・器具・備品	32	純資産の部	
土地	8,388	[株主資本]	[16,779]
建設仮勘定	67	(資本金)	(6,321)
(無形固定資産)	(26)	(資本剰余金)	(6,439)
電話加入権	15	資本準備金	6,439
ソフトウェア	11	(利益剰余金)	(8,874)
(投資その他の資産)	(6,187)	利益準備金	193
投資有価証券	665	その他利益剰余金	8,680
関係会社株式	4,650	配当平均積立金	2
出資金	0	固定資産圧縮積立金	4
長期前払費用	103	別途積立金	38
繰延税金資産	542	繰越利益剰余金	8,635
敷金・保証金	214	(自己株式)	(Δ4,855)
保険積立金	10	[評価・換算差額等]	[13]
		(その他有価証券評価差額金)	13
		[新株予約権]	[58]
		純資産合計	16,851
資産合計	21,991	負債・純資産合計	21,991

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,102
営 業 費 用		792
営 業 利 益		309
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	49	
受 取 地 代 家 賃	34	
雑 収 入	24	108
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
賃 貸 資 産 減 価 償 却 費	10	
賃 貸 資 産 賃 借 料	5	
雑 損 失	0	19
経 常 利 益		398
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	
そ の 他	0	6
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	213	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	0	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	140	
減 損 損 失	19	373
税 引 前 当 期 純 利 益		30
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△7
法 人 税 等 調 整 額		86
当 期 純 損 失		48

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金
平成20年3月31日 残高	6,321	6,439	6,439	193
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成21年3月31日 残高	6,321	6,439	6,439	193

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金				利益剰余 金 合 計		
	配当平均 積立金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		利益剰余 金 合 計	
平成20年3月31日 残高	2	4	38	8,911	9,149	△4,657	17,253
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	△226	△226	—	△226
当期純損失	—	—	—	△48	△48	—	△48
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△197	△197
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△275	△275	△197	△473
平成21年3月31日 残高	2	4	38	8,635	8,874	△4,855	16,779

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日 残高	155	155	44	17,453
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△226
当期純損失	—	—	—	△48
自己株式の取得	—	—	—	△197
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△142	△142	13	△128
事業年度中の変動額合計	△142	△142	13	△601
平成21年3月31日 残高	13	13	58	16,851

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～40年
構築物	5年～20年

(追加情報)
平成20年度の法人税法改正による法定耐用年数の変更に伴い、機械装置について、当事業年度より耐用年数の変更を行っております。これによる損益への影響は軽微であります。
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
ソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)による定額法
 - (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
4. 引当金の計上基準
賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込相当額を計上しております。
5. その他の重要な会計方針
消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

重要な会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる損益に与える影響額はありません。

表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収収益」は、当事業年度において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記いたしました。なお、前事業年度末の「未収収益」は36百万円であります。

貸借対照表関係

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,177百万円
- 債務保証
 - 関係会社(東名横浜クライスラー株式会社、株式会社シュテルン世田谷、株式会社モトーレン東名横浜)の仕入債務に対する債務保証 306百万円
 - 関係会社(株式会社モトーレン東名横浜)のリース債務に対する債務保証 0百万円
- 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
 - 短期金銭債権 2,527百万円
 - 短期金銭債務 143百万円
- 圧縮未決算特別勘定の内容
圧縮未決算特別勘定 3,496百万円は、本社用地の一部が国道16号線の道路用地として収用されることが決定したため、今後取得予定の代替資産に充てるために計上しております。

損益計算書関係

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高
 - 関係会社からの営業収益 1,102百万円
 - 関係会社からの受取利息 27百万円

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	金 額 (百万円)
神奈川県 相模原市	賃貸用資産	建物及び構築物等	19

賃貸用資産については個別の物件ごとにグルーピングしております。

収益性が低下している上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（19百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は建物16百万円、構築物2百万円、機械装置0百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、取引価格を参考に評価しております。

4. 固定資産除却損の内訳

建物	91百万円
構築物	4
工具・器具・備品	0
解体費用	117
計	213百万円

株主資本等変動計算書関係

- 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度における自己株式の種類及び株式数
普通株式 5,908,316株

税効果会計

1. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

(1) 繰延税金資産（流動）

未払事業税	4百万円
賞与引当金	8
その他	27

繰延税金資産（流動）合計 40百万円

繰延税金負債との相殺額 △0

繰延税金資産（流動）純額 40百万円

(2) 繰延税金資産（固定）

投資有価証券評価損	210百万円
長期未払金（役員退職慰労金）	143
減価償却超過額	38
固定資産除却損	236
その他	188

繰延税金資産（固定）小計 817百万円

評価性引当額 262

繰延税金資産（固定）合計 554百万円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金 △9百万円

その他 △2

繰延税金負債（固定）合計 △12百万円

繰延税金資産（固定）の純額 542百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△379.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.9
繰越欠損金	△81.9
法人税等還付額	△28.3
源泉所得税等	77.1
評価性引当額	679.4
税額等見積差額	△60.6
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	258.6

リースにより使用する固定資産

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
ソフトウェア	30	15	14
合計	30	15	14

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	4百万円
1年超	9百万円
合計	14百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	4百万円
減価償却費相当額	4百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

関連当事者との取引

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(1) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有割合(%))	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱ケーユー	東京都町田市	50	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任4名	不動産の賃貸	不動産の賃貸	301	—	—
	㈱ シュテルン世田谷	東京都町田市	355	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任3名	不動産の賃貸	不動産の賃貸	172	—	—
	㈱ モーレン東横浜	東京都町田市	50	小売業	(所有) 直接 100.0	兼任5名	資金の貸付	資金の貸付 利息の受取	— 26	関係会社短期貸付金 未収利息	2,270 2

(注) 1. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 不動産の賃貸料は、不動産鑑定士の鑑定評価等に基づき決定しております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

1株当たり情報

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 978円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 2円72銭 |

重要な後発事象

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- 取得する株式の種類
当社普通株式
- 取得する株式の総数
1,000,000株(上限)
- 取得する期間
平成21年5月15日から平成21年9月18日
- 取得価額の総額
300百万円(上限)

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

株式会社 ケーユーホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 磯 貝 和 敏 ⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士 山 口 直 志 ⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士 内 野 福 道 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケーユーホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月21日

株式会社 ケーユーホールディングス 監査役会

常勤監査役 大石雄三 (印)

監査役 細野泰司 (印)

監査役 松本洋四郎 (印)

監査役 細野保 (印)

以上

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日	3月31日 その他必要あるときはあらかじめ公告して定める一定の日
配当金受領 株主確定日	3月31日（中間配当を行うときは9月30日）
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
同事務取扱所 (郵便物送付先) (お問合せ先)	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711 (フリーダイヤル)
同 取 次 所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
公 告 方 法	電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。